

境町行政評価システム基本方針（案）

平成 2 1 年

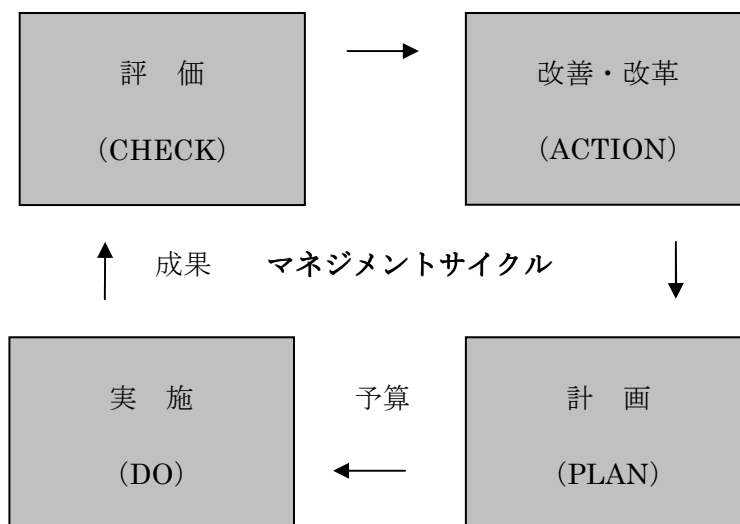
境 町

1 行政評価の導入目的

(1) 行政評価の意義

行政評価は、行政マネジメントサイクルの中で、事業を評価し、見直しを行うことにより、効率的で効果的な行政運営を行う行政手法である。

また、行政評価は評価結果を住民に公表することによる住民への説明責任の徹底や、評価の作業を通じて職員の意識改革等が図られる。



(2) 境町の導入目的

行政評価の本質を踏まえて、本町導入が進める行政評価の導入目的を以下のとおりとする。

① 主たる目的

- ・事業を評価し、見直しすることによる「成果志向の行政運営の実現」
- ・評価結果を住民に公表することによる「住民への説明責任の徹底」

② 副次的効果

- ・住民への説明責任を果すことによる「住民協働のまちづくりの推進」
- ・業務の目的の再認識や成果・コストについての意識を高めることによる「職員の意識改革」

2 境町における評価システム

(1) 行政評価の対象

① 評価対象のレベル

当初、「事務事業レベルの評価」の導入を図り、総合計画の進行管理との関連から、将来的には「施策レベルの評価」の導入の検討を行う。

② 評価対象事業

すべての事務事業を対象とできる評価システムの構築を目指す。行政評価の目的及び効率的な運用の観点から、評価対象事業をある程度絞って、評価を実施する。

なお、評価対象事業は、総合計画に掲げている主要な事業や事業のあり方の再検討を要する事業を中心に選定するものとする。

③ 対象事業の評価時期

当初、評価の取り組みやすさやマネジメントサイクルの中での評価を基本とすることから「事業実施後の評価（事後評価）」を導入する。

「事業実施前の評価（事前評価）」については、根拠の乏しい数値に基づく評価となる危険性もあるが、総合計画や予算への直接的反映には有効であることから、今後の課題として検討する。

(2) 評価の視点

行政評価にあたっては、大きく分けて、「必要性」、「妥当性」、「効率性」、「有効性」の4つの評価視点で評価を行う。

① 「必要性」

「計画性と重要性」や「時代適応性」、「公共性」、「町民のニーズ」、「他市町との比較」、「独自性」、「廃止の影響」、「波及効果」等の様々な観点から「事業の必要性」を確認し、評価する。

② 「妥当性」

「民間や県等との役割分担」等の可能性を確認して「実施主体の妥当性」を評価し、「代替手法」等の可能性を確認して「実施手法の妥当性」を評価する。

③ 「効率性」

どれだけの経費（投入量）を掛けて、どれだけの事業実施（活動量）ができたかを評価する。

④ 「有効性」

事業の実施により、どれだけの目的達成が得られたかを評価する。

(3) 評価の手法

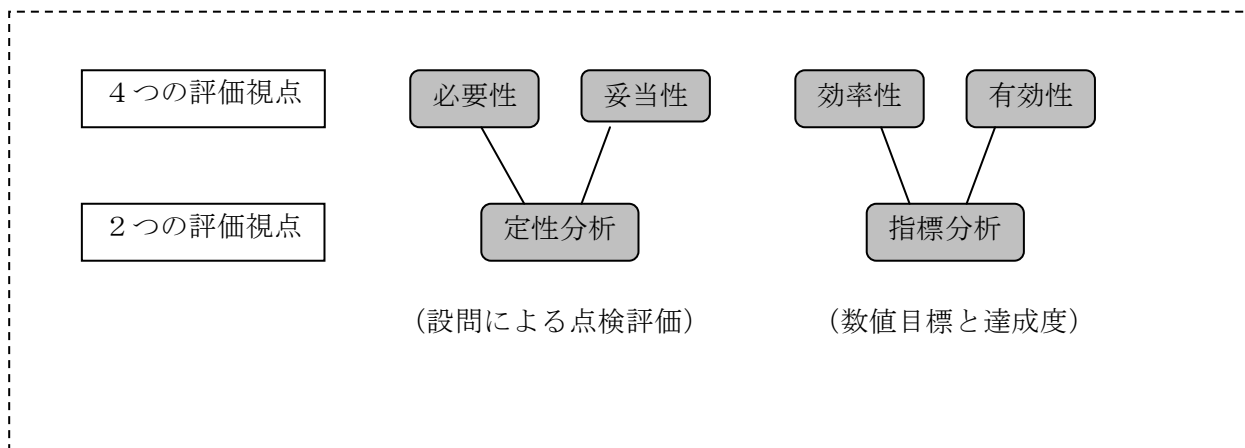
評価の主要な部分は、以下の2点を含む評価とする。

① 定性評価

事務事業を「必要性」・「妥当性」の視点から点検評価し、事業のあり方を問い直す。定性評価については、質問・選択方式を採用することにより、評価の客観性を高める。

② 指標分析（数値目標を含む）

投入量に対して、活動指標と成果指標を設定し、それぞれについて目標と実績の視点から指標分析を行う。



3 行政評価の効果を高めるために

(1) 所属における組織的な取り組み

所属における一次評価は、討議や内部ヒアリングを行うなど組織的に取り組むものとする。

(2) 評価のための庁内組織

行政評価システムの構築とその推進を図るため、庁内組織として「行政評価推進委員会」を置く。

(3) 二次評価の実施

所属による一次評価に加えて、評価の客観性を高めるために、「行政評価推進委員会」において二次評価を実施する。

なお、二次評価を効率的かつ効果的に行うために、総務、企画、財政的な視点から二次評価の事前の調査、検討を行う。

(4) 評価結果の反映

評価結果については、可能な限り次年度の実施計画及び当初予算に反映させる。

(5) 評価の公表

評価結果については、住民に公表し、住民への説明責任を図るとともに行政の透明性の向上を目指すものとする。

評価の流れ

